

「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」の概要（案）

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨

ギャンブル等については、多くの人が競馬などの公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

2018年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法（以下「基本法」という。）において、都道府県は、国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本としつつ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとされました。

これを踏まえ、県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的考え方

（1）計画の性格

基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

（2）計画の期間

2020年度から2022年度までの3年間

（3）計画の基本理念

ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援

イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

（4）取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方に基づき、取組を進めます。

ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

目標について、適時にその達成状況を調査し、対策の効果の評価等を踏まえ、計画の必要な見直しを不断に行います。

イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

教育及び広報活動等を通じた知識の普及、予防に関する取組、相談支援等の推進、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

関係機関が、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関する取組を進めるため、連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民(県民)等の責務

国 : ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

地方公共団体 : 国と連携を図りつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

関係事業者 : 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力。

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。

* 関係事業者とは、「ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者」を指します。

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

本県には公営競技場（競馬、モーターボート競走、競輪）が6カ所、遊技場店舗が556カ所あります。

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症とは

「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

(2) ギャンブル等依存症の状況

「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、成人人口の0.8%と推計されています。

（国立研究開発法人日本医療研究開発機構の調査による）

(3) ギャンブル等依存症問題の状況

ギャンブル等依存症問題については、精神保健福祉センターや保健所、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口において相談支援等が行われています。

* ギャンブル等依存症問題とは、「ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題」を指します。

III ギャンブル等依存症対策の方向性

基本理念及び基本的な考え方にに基づき、以下の4つの分野における対策を推進します。

1 発症予防

- ・ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及
- ・関係事業者におけるアクセス制限の取組等の適切な運用及び周知

2 進行・再発予防及び回復支援

- ・ギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制の整備
- ・専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備
- ・民間団体による活動等に対する支援及び連携
- ・社会復帰に資するための、支援関係者への知識の周知

3 依存症対策の基盤整備

- ・包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備
- ・人材の確保及び養成

4 多重債務問題等への取組

- ・多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化

※P4「計画の体系図」もご覧ください。

第二章 具体的な取組

I 発症予防

- 1 予防教育・普及啓発
 - ・依存症の理解を深めるための普及啓発
 - ・関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組
 - ・消費者向けの総合的な情報提供 等
- 2 アクセス制限等
 - ・本人・家族申告によるアクセス制限
 - ・競技場内及び営業所内における ATM や遊技機の設置に関する取組 等

II 進行・再発予防及び回復支援

- 1 相談支援
 - ・ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援
 - ・多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応
 - ・関係事業者における相談支援や治療に繋ぐための取組 等
- 2 医療提供体制の整備
- 3 民間団体の活動に対する支援
- 4 社会復帰支援
 - ・就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上
 - ・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

III 依存症対策の基盤整備

- 1 依存症対策の体制整備
 - ・包括的な連携協力体制の構築
 - ・関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備
- 2 人材の確保

IV 多重債務問題等への取組

- 1 多重債務問題への取組
- 2 違法なギャンブル等の取締りの強化

第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。
 - 計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成される第三者機関において意見聴取し、進行管理を行います。
 - 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。
- 等

【計画の体系図】

